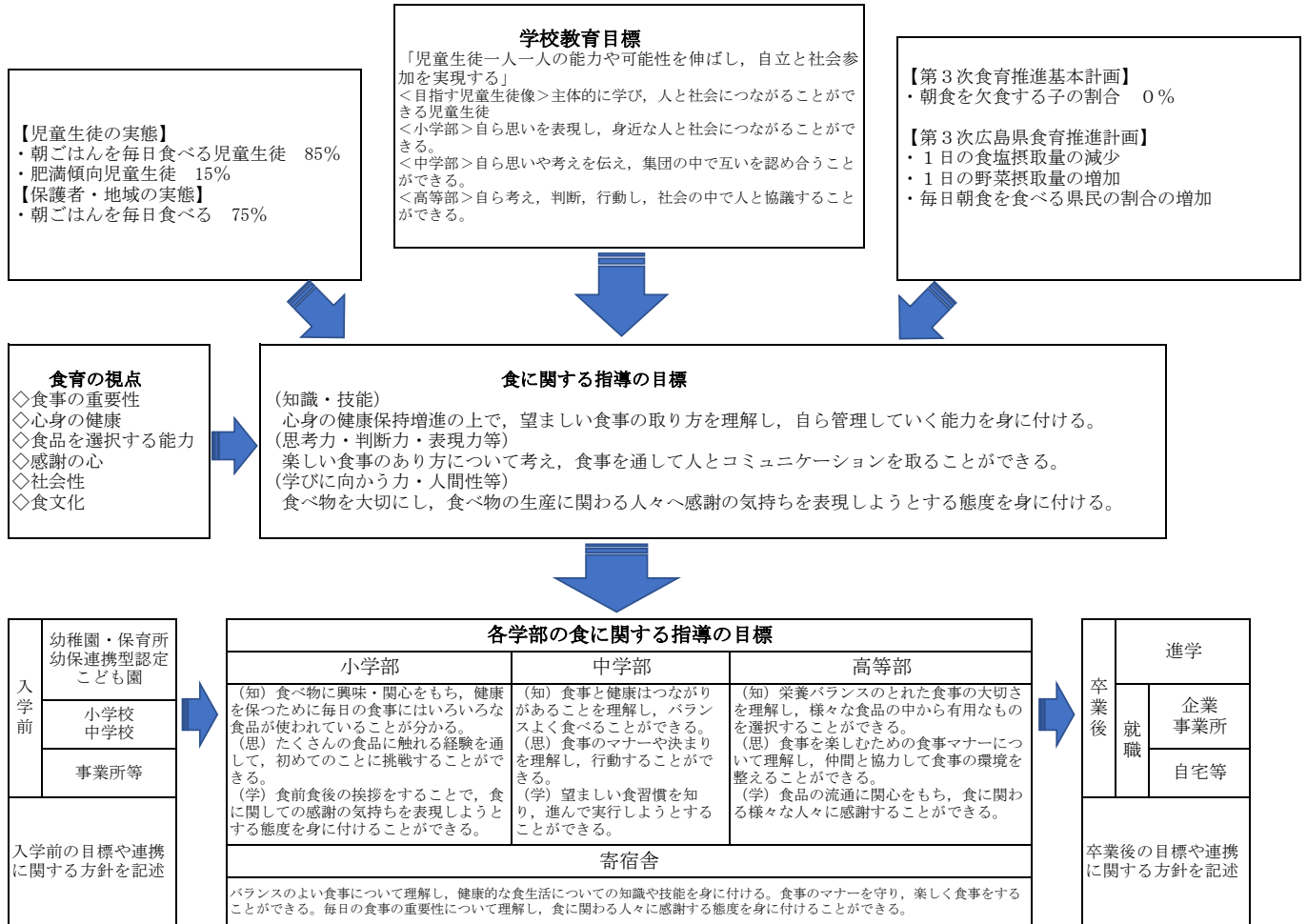


<知的障害のある児童生徒の教育を行う場合> 食に関する指導の全体計画①



食育推進組織（学校保健委員会）

委員長：校長

委員：教頭・総括事務長・学部主任・保健主事・養護教諭・看護師・保健安全部教職員・栄養教諭・学校医・保護者代表等

食に関する指導

- 教科等における食に関する指導：関連する教科等において食に関する指導の観点を位置付けて指導
社会、理科、生活、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、自立活動、各教科を合わせて行う指導
- 給食の時間における食に関する指導：食に関する指導：献立を通して学習、教科等で学習したことを確認
給食指導：準備から片付けまでの一連の指導の中で習得
- 個別的な相談指導：肥満・やせ傾向、食物アレルギー、疾患、偏食
個別の指導計画、個別の教育支援計画、個別の栄養相談（児童生徒、保護者）

地場産物の活用

地場産物の校内放送等、給食時の指導充実、教科等の学習や体験活動との関連を図る。
自立活動や作業学習との関連、委託業者や納入業者との交流
作業学習やクラス等で育てた野菜の給食への活用と校内掲示

寄宿舎との連携

1日を通しての一貫した指導支援、寄宿舎献立の発行、お誕生日献立、行事食、日常生活の体験（おやつ作り、食事作り等）

家庭・地域・事業所等との連携

学校だより、給食だより、保健だより、学校給食試食会、学校保健委員会、ケア会議、支援会議、事業所等連絡会、連絡帳、懇談会等
学校運営協議会、積極的な情報発信、ホームページへの掲載等

食育推進の評価

- 活動指標：食に関する指導、学校給食の管理、連携・調整
- 成果指標：児童生徒の実態、保護者・地域の実態